様式第２号（第４条関係）　　　（平２９告示２７・全部改正）

記号及び番号

年　　月　　日

　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　能代市長

緊急通報装置貸与決定（不決定）通知書

　　　　　年　　月　　日付けで申請のあった緊急通報装置の貸与について、次のとおり決定したので通知します。

１　次のとおり緊急通報装置を貸与します。

　　　貸与物件　　　通信機、無線送信機（ペンダント）、受信機

　　　　　　　　　　火災センサー　　各１台

　　　貸与開始日　　　　　　年　　月　　日

|  |
| --- |
| １　貸与開始日に設置します。  ２　貸与物件を必要としなくなったときは、速やかに返還してください。  ３　貸与物件の全部又は一部を破損し、又は滅失したときは、速やかに連絡してください。 |

２　次の理由により緊急通報装置を貸与できません。

貸与できない理由

|  |
| --- |
|  |

　（教示）

１　審査請求について

　　この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に能代市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

２　取消訴訟について

　　この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に能代市を被告として（訴訟において能代市を代表する者は能代市長となります。）、処分取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して１年を経過すると処分取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

　　ただし、上記の審査請求をした場合には処分取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に提起することができます（なお、審査請求をした場合、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して１年を経過すると処分取消しの訴えを提起することができなくなります。）。